

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第12号

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年鴨川市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「退所届」を「退園届」に、「配偶者の「雇用証明書」を「配偶者の「就労証明書」」に、「条件変更後の雇用証明書等」を「条件変更後の就労証明書等」に、「勤務先の「雇用証明書」を「勤務先の「就労証明書」」に、「「就労状況申告書」+」を「「就労証明書」+」に、「【復職後】 「雇用証明書」を「【復職後】 「就労証明書」」に、「「雇用証明書」及び「就労状況申告書」を「「就労証明書」」に改める。

別記第10号様式中「配偶者の「雇用証明書」を「配偶者の「就労証明書」」に、「条件変更後の雇用証明書等」を「条件変更後の就労証明書等」に、「勤務先の「雇用証明書」を「勤務先の「就労証明書」」に、「「就労状況申告書」+」を「「就労証明書」+」に、「【復職後】 「雇用証明書」を「【復職後】 「就労証明書」」に、「「雇用証明書」及び「就労状況申告書」を「「就労証明書」」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する